

県有施設等における吹付けアスベスト等使用実態調査結果（中間報告）について

（平成 17 年 9 月 12 日集計時点）

1 経過

- (1) 県は庁内関係課（知事部局、教育庁、県警察本部）で構成される「アスベスト問題庁内連絡会議」（事務局：環境政策課）を立ち上げ、8月4日に県有施設等における吹付けアスベスト等について設計図書や目視等により使用実態調査を実施し、この度吹付け箇所等の把握を中心とした中間報告が各部局からあり、取りまとめたものである。
- (2) 調査の対象は、県有施設等の天井、壁、柱等に吹付けられている「吹付けアスベスト」「吹付けロックウール」「吹付けひる石」等及び「折板裏打ち石綿断熱材」（以下「吹付けアスベスト等」という。）である。

2 調査結果の概要

- (1) 県有施設 1,050 施設、県設立公社 7 施設、県出資法人 8 施設、計 1,065 施設を対象に吹付けアスベスト等について使用実態調査を実施し、現在、県有施設 724 施設、県設立公社 7 施設、県出資法人 8 施設、計 739 施設について吹付け等の有無の確認を終了している。
- (2) 現に吹付け等がされていた施設は、県有施設が 69 施設、県設立公社が 3 施設、県出資法人が 4 施設の計 76 施設であった。このうち分析調査等により、吹付けアスベスト等の使用が判明したのは、県有施設の 6 施設であった。
- (3) 吹付けアスベスト等の使用が判明した 6 施設のうち、3 施設については過去において全て除去等の措置を講じており、県環境保健センター（機械室）、西北地方農林水産事務所鱒ヶ沢庁舎（ボイラー室）、同事務所つがる家畜保健衛生所（車庫）の 3 施設については、立入禁止等の応急措置を講じており、除去等の措置について検討し、必要な措置を講じる予定である。

	1. 調査対象施設数	2. 吹付け等の有無の確認を終了した施設数 3. 吹付け等のない施設数	4. 吹付け等（含有の有無を問わない。）が現にある施設数			
			5. アスベストの使用が判明した施設数（過去に除去等措置を講じた施設数）	6. アスベストの使用について分析中又は分析予定の施設数		小 計
県有施設	1,050	724 655	6(3)	A	0	
				B	6	
				C	57	
				計	63	
県設立公社	7	7 4	0(0)	A	0	3
				B	1	
				C	2	
				計	3	
県出資法人	8	8 4	0(0)	A	0	4
				B	0	
				C	4	
				計	4	
合 計	1,065	739 663	6(3)	A	0	76
				B	7	
				C	63	
				計	70	

注1) 上表の2は、吹付け等の確認調査を終了していない教育庁分（八戸高等学校を除く。）は計上していない。

注2) 上表のAは「吹付け材が劣化・損傷しており、アスベストを含有しているとすれば飛散のおそれがあるもので、飛散防止措置が必要なもの。」

上表のBは「吹付け材が劣化・損傷しており、アスベストを含有しているとすれば飛散のおそれがあるもので、使用箇所が機械室や電気室等であるため、立入禁止等により対応できるもの。」

上表のCは「封じ込め状態等により吹付け材が安定しているもの。」

(4) 表中のA, B, Cは、アスベストの使用が判明するまでの間に、各部局において講じている対応について、吹付け材の劣化・損傷の有無や室の利用状況等により区分したものである。

飛散防止措置の必要なA区分の施設はなく、立入禁止等による対応のB区分の施設は7施設、吹付け材が安定しているC区分の施設は63施設となっている。

本件に関する照会先については、下記に記載しています。

県有施設等における吹付けアスベスト等使用実態調査結果（中間報告）の照会先は次の1、2のとおりです。

1 全体集計に関する内容 環境政策課（内線6465）[アスベスト問題庁内連絡会議事務局]

2 各公所等、箇所に関する内容

総務部 総務学事課（内線2129） 環境生活部 環境政策課（内線6465）

健康福祉部 健康福祉政策課（内線6212） 商工労働部 商工政策課（内線4163）

農林水産部 農林水産政策課（内線3196） 県土整備部 監理課（内線4226）

ただし、県営住宅に関することは建築住宅課（内線4354）

教育庁 学校施設課（内線5166） 警察本部 会計課（電話723-4211）